



報道関係者各位
プレスリリース

2019年5月7日



バルク貯槽における「残留ガスの再生処理の品質に関するガイドライン案」を作成しました。

高圧ガス保安協会は、経済産業省の委託事業である平成30年度石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業（バルク供給に係る保安基盤高度化調査研究）にて「残留ガスの再生処理の品質に関するガイドライン案」を作成しました。

本ガイドライン案は、バルク貯槽の告示検査又はくず化に際するバルク貯槽の撤去及び運搬、バルク貯槽の残留ガスにおける処理、民生用LPガスとしての再利用及び廃棄における内容について規定しているものです。

平成8年の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）の改正により民生用バルク供給システムが導入され、これまでに30万基以上のバルク貯槽が生産されています。これらのバルク貯槽には、液石法第16条第2項に基づく液石法施行規則第16条第22号の規定に従って、製造後20年までに検査を行うことを義務づけられております。

バルク貯槽の告示検査又はくず化を行うに際して、バルク貯槽内の残留ガスは処理を要し、バルク貯槽1基あたりの残液量を30～40%と仮定すると、最大年間4000ト～6000トの量となることが試算されております。

残留ガスは、長期間の繰り返し充填により着臭剤や不純物成分等が濃縮され、これにより再利用等する場合において燃焼性に影響を及ぼす等、品質管理上の問題が生じる可能性があります。

これを受け経済産業省は、残留ガスの再生と再生ガスの適正な品質管理を図ることを目的としてガイドライン案を作成する事業を実施し、高圧ガス保安協会がガイドライン案を作成しました。

ガイドライン案には、バルク貯槽の撤去及び運搬、バルク貯槽の残留ガスにおける処理、民生用LPガスとしての再利用及び廃棄について規定しております。

ガイドライン等の内容につきましては、本年度、高圧ガス保安協会が開催する「LPガス保安専門情報説明会」にて解説を検討しています。

本事業に係る報告書は、経済産業省のホームページにて今後公開される予定です。

【本発表に関するお問合せ先】

高圧ガス保安協会 液化石油ガス部 担当：佐野、林

電話：03-3436-6108 FAX：03-3438-4163

Mail：lpg@khk.or.jp URL：https://www.khk.or.jp